○農林水産省告示第五百四十四号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第三条第三項第二号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める係数を次のように定める。

平成三十年三月十四日　農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法施行規則第三条第三項第二号の農林水産大臣が定める係数は、次のとおりとする。

$\frac{n}{12}$（同令第百四条に規定する肉豚にあっては、1）

nは、当該家畜共済の共済関係に係る共済掛金期間の月数（一月未満の端数があるときは、当該端数を一月とする。）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百四十五号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二十七条第一項第六号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する任意共済を次のように定める。

平成三十年三月十四日　農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法施行規則第二十七条第一項第六号の農林水産大臣が指定する任意共済は、農業に従事する者の農機具を共済目的とし、共済責任の終了又は満了に伴う経年減価を共済事故とする任意共済とする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百四十六号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四十条第一号及び第二号の規定に基づき、同条第一号の牛の出生後第五月の月の末日前の日及び同条第二号の馬の出生の年の末日前の日を次のように定める。

平成三十年三月十四日　農林水産大臣　齋藤　健

1　農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第四十条第一号の規定により農林水産大臣が定める牛の出生後第五月の月の末日前の日は、次に掲げる地域にあっては、出生後第四月の月の末日とする。

宮城県
山形県
富山県
長野県
鳥取県
香川県

2　規則第四十条第二号の規定により農林水産大臣が定める馬の出生の年の末日前の日は、北海道の区域にあっては出生後第四月の月の末日（次に掲げる地域にあっては、出生後第二月の月の末日）、鹿児島県の区域にあっては出生後第五月の月の末日とする。

北海道
室蘭市
苫小牧市
登別市
伊達市
虻田郡
豊浦町
洞爺湖町
有珠郡
白老郡
勇払郡
厚真町
安平町
むかわ町
沙流郡
新冠郡
浦河郡
様似郡
幌泉郡
日高郡

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百四十七号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四十六条の規定に基づき、同条の農林水産大臣の定める金額を次のように定める。

平成三十年三月十四日　農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法施行規則第四十六条の農林水産大臣の定める金額は、設置面積一アール当たり三万円とする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百四十八号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四十九条第一項第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する疾病又は不慮の傷害を次のように定める。

平成三十年三月十四日　農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法施行規則第四十九条第一項第三号の農林水産大臣が指定する疾病又は不慮の傷害は、次に掲げるものとする。

一　創傷性心のう炎
二　放線菌症、歯牙疾患、顔面神経まひ又は不慮の舌断裂で採食不能となるもの

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百四十九号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第七十四条第二項第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する届出伝染病を次のように定める。

平成三十年三月十四日　農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法施行規則第七十四条第二項第三号の農林水産大臣が指定する届出伝染病は、次に掲げるものとする。

一　ニパウイルス感染症
二　豚エンテロウイルス性脳脊髄炎

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百五十号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十八条第二項の規定に基づき、同項の全損耕地支払開始割合及び同項第一号の規定による全損耕地減収量の調整方法を次のように定める。

平成三十年三月十四日　農林水産大臣　齋藤　健

1　農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百四十八条第二項の農林水産大臣が定める割合は、次の表の上欄に掲げる同条第一項第一号の規定により組合員等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

組合員等が申し出た割合	全損耕地支払開始割合
百分の二十	百分の三十
百分の三十	百分の四十
百分の四十	百分の五十